

## 微小粒子状物質に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法やいわゆる自動車NO<sub>x</sub>・PM法による規制等により、大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄、二酸化窒素などの濃度は、一定の改善が見られているところである。

一方で、平成25年1月頃から中国において、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）による深刻な大気汚染が発生し、我が国でも一時的にPM<sub>2.5</sub>濃度の上昇が観測されたことなどから国民の関心が高まってきており、PM<sub>2.5</sub>による大気汚染に関して包括的に対応することが求められている。

しかしながら、PM<sub>2.5</sub>については、疫学的な知見が不足しているため、健康に及ぼす影響についてはいまだ解明されておらず、環境行政の大きな課題となっている。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 PM<sub>2.5</sub>の発生源の実態や生成機構を解明した上で、法律に基づいた国民に分かりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を達成できるよう国内及び近隣諸国における発生抑制に向けて対策を推進すること。
- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM<sub>2.5</sub>が健康に及ぼす影響に関する調査及び研究を進めるとともに、現在定められている暫定的な指針については、妥当性を絶えず検証し、必要に応じて速やかに見直しを行うことができる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣  
環境大臣